

令和 7 年度老人福祉施設の指導監査結果

第 1 章 指導監査の方針

1 指導監査の意義と目的

老人福祉施設が、老人福祉法による設置目的に基づき法令等を遵守した上で適正に事業を実施しているか、入所者の意思及び人格を尊重した健全かつ適切なサービスを提供しているか、提供するサービスの質の向上を図っているか等を確認することを目的とし、老人福祉法第18条第2項その他関係法令の規定に基づき指導監査を実施しています。

2 指導監査実施の経緯

市では、平成20年4月1日付けで中核市に移行し、老人福祉施設の指導監査に係る権限が岩手県から移譲されたことに伴い、平成20年度から指導監査を実施しています。

3 令和 7 年度社会福祉施設に係る指導監査重点事項

指導監査の実施に当たっては、各事業者の運営方針等を尊重するものとし、表面的な指導に留まることなく、問題の発生原因及び改善方策を明らかにするとともに、継続的な指導を行う中での事業者の自主的な改善が図られるよう具体的な指摘・助言を行うことを心がけています。

また、毎年度の指導監査においては、指導を重点的・効果的に行うため、重点事項を定めた上で実施しています。令和 7 年度においては、次に掲げる事項を重点事項として定めしました。

I 適切な利用者処遇の確保について

- (1) 虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する取組状況
- (2) 事故発生、再発防止のための取組及び安全管理の状況（服薬管理及び食品管理含む。）
- (3) 市施設基準に基づく人員の配置状況
- (4) 苦情受付窓口設置等の苦情解決体制の整備及び苦情に対する具体的な対応状況

II 職員処遇の充実等について

職員の確保・定着促進及び資質向上の取組（研修の計画的実施等）

III 防災対策・感染症対策の充実強化について

- (1) 非常時に対する避難設備の整備及び点検状況
- (2) 非常災害等に対する具体的計画及び安全指導の周知徹底状況
- (3) 施設内感染症対策（予防及び発生時）の実施状況
- (4) 感染症や自然災害が発生した場合の業務継続計画の策定状況

第2章 指導監査の結果

1 指摘事項の概要（令和8年3月31日現在）

所管施設数 33施設

施設	所管施設数	指導監査実施施設数
養護老人ホーム	2	0
特別養護老人ホーム	25	5
軽費老人ホーム	6	3
計	33	8

指導監査実施施設数 8施設

項目		施設数	割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		1	12.5%
(内訳)	文書指摘のみ	(0)	(0.0%)
	口頭指導のみ	(1)	(12.5%)
	文書指摘及び口頭指導	(0)	(0.0%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		7	87.5%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

参考：指導内容の区分

文書指摘	法令等の規定に著しく違反していることが認められるため、文書により通知する当該違反の内容について、速やかに改善する、又は改善を図った上で、本市に対し、文書による是正改善報告を求めるものです。
口頭指導	法令等の規定に一部違反していることが認められるため、当該違反の速やかな改善に努めるよう求めるものです。 なお、口頭指導事例についても、文書により当該違反の内容を通知するものです。

<指摘事項の内容及び件数>

	文書 指摘	口頭 指導	合計 件数	割合
I 入所者処遇関係	0	1	1	25.0%
1 処遇計画の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
2 機能訓練の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
3 給食の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
4 入浴の状況	(-)	(1)	(1)	(25.0%)
5 排泄及びおむつ交換の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
6 被服及び寝具の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
7 医学的管理の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
8 レクリエーションの状況	(-)	(-)	(-)	(-)
9 家族との連携、相談体制の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
10 苦情解決への対応の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
11 実施機関との連携の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
12 生活環境整備の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
13 自立、自活等への支援援助の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
II 施設運営管理関係	0	3	3	75.0%
1 入所（居室）定員遵守の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
2 諸規程の整備の状況	(-)	(1)	(1)	(25.0%)
3 諸帳簿の整備の状況	(-)	(1)	(1)	(25.0%)
4 配置基準に基づく充足の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
5 施設職員の従事の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
6 施設長の配置の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
7 育児休業等代替職員確保の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
8 設備等の整備・維持管理の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
9 運営費の適正管理の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
10 高額繰越金等の保有施設の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
11 地域開放の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
12 労働条件改善の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
13 業務体制の確立及び業務省力化の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
14 職員研修等の資質向上対策の状況	(-)	(1)	(1)	(25.0%)
15 職員確保・定着化の取組状況	(-)	(-)	(-)	(-)
16 防災対策の充実強化の取組状況	(-)	(-)	(-)	(-)
合計件数	0	4	4	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

2 主な指摘事項

(例年、特に違反事例が多く確認される事項について紹介するものです。)

番号	内容	ページ
1	入所者処遇関係（処遇計画の状況） 身体的拘束等に係る所要の手続について、不備が認められる。	5
2	入所者処遇関係（給食の状況） 食事を適切に提供するための検食について、不備が認められる。	7
3	入所者処遇関係（入浴の状況） 入浴について、不備が認められる。	8
4	入所者処遇関係（生活環境整備の状況） 事故発生を防止するための体制について、不備が認められる。	9
5	施設運営管理関係（諸規程の整備の状況） 運営規程の整備の状況について、不備が認められる。	10
6	施設運営管理関係（職員研修等の資質向上対策の状況） 職員研修の実施回数について、不備が認められる。	12
7	施設運営管理関係（防災対策の充実強化の取組状況） 非常災害対策について、不備が認められる。	13

<主な法令等>

指導監査においては、主に次に掲げる法令等に規定されている内容に係る遵守の状況等を確認します。（以下「根拠基準」と総称する。）

- ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日付け厚生省令第19号）
（以下「養護老人ホーム設備運営基準」という。）
- ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日付け老発第307号）（以下「養護老人ホーム解釈通知」という。）
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日付け厚生省令第46号）（以下「特別養護老人ホーム設備運営基準」という。）
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日付け老発第214号）（以下「特別養護老人ホーム解釈通知」という。）
- ・経費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年5月9日付け厚生省令第107号）（以下「経費老人ホーム設備運営基準」という。）
- ・経費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日付け老発第0530002号）（以下「経費老人ホーム解釈通知」という。）

事例番号 1 入所者処遇関係（処遇計画の状況）

指摘内容

身体的拘束等に係る所要の手続について、不備が認められる。

指 摘 例

- (1) 身体的拘束等の実施について、身体的拘束等の開始後に入所者又はその家族（以下「入所者等」という。）に対し説明を行っている事例を確認した。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、入所者等に対し、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を事前に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、文書により同意を得ること。
- (2) 身体的拘束等の実施に当たって、解除予定日を設定せずに入所者等から同意を得ていることを確認したので、あらかじめ設定した上で同意を得ること。
なお、あらかじめ設定する身体的拘束等の期間については、必要最小限度とするよう留意すること。
- (3) 身体的拘束等の実施に当たって、解除予定日を画一的に設定していることを確認したので、身体的拘束等の期間が必要最小限度となるようケースごとに判断し、個別に設定すること。
なお、身体拘束等の期間等の判断・設定に当たっては、当該判断・設定が組織等として行われた旨、身体的拘束等の対象となる入所者が3要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たす状態であることの確認等の手続が極めて慎重に実施されている旨その他検討した具体的な内容等を記録すること。

解 説

下記の根拠基準において「入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない旨」が示されており、また下記の根拠通知において、次に掲げる内容が示されています。

身体的拘束等の実施に当たっては、身体的拘束適正化検討委員会等の場を活用し、その判断・設定を組織的に行うとともに、身体的拘束等の実施が例外的な取扱いであることを常に意識した上で、身体的拘束等の実施時のみならず、対象となる入所者の日々の心身の状態等の観察に係る記録を適切に作成し、適宜、身体的拘束等の解除に向けた検討を行ってください。

- 身体的拘束等が認められる場合とは、「切迫性」、「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。
- 上記の3要件を全て満たす状態であることは「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し、記録しておく。
- 身体的拘束等が認められるかどうかの判断は、担当のスタッフのみで行わず、施設内の「身体拘束廃止委員会」等の場で、あらかじめルールや手続きを定め、施設全体としての判断が行われるようにする。また、具体的な事例についても、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。
- 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化して

おく。（同通知上、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」が様式として示されているため、参考にしてください。）

- 事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。
- 身体的拘束等を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。（同通知上、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」が様式として示されているため、参考にしてください。）
- 身体拘束を行う場合には、必要最小限度とする配慮も必要である。

根拠等

＜根拠基準＞

- ・ 養護老人ホーム設備運営基準第16条
- ・ 特別養護老人ホーム設備運営基準第15条、36条
- ・ 軽費老人ホーム設備運営基準第17条

- ・ 養護老人ホーム解釈通知第5の3
- ・ 特別養護老人ホーム解釈通知第4の3
- ・ 軽費老人ホーム解釈通知第5の4

＜根拠通知＞

- ・ 「身体拘束ゼロへの手引き～高齢者ケアに関わるすべての人に～」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

事例番号 2 入所者処遇関係（給食の状況）

指摘内容

食事を適切に提供するための検食について、不備が認められる。

指 摘 例

検食について、食事を提供する前に実施していない事例を確認した。食中毒の予防及びまん延の防止の観点に基づき、食事に異味、異臭その他の異常が感じられる場合は直ちに提供を中止できる体制を確保するため、食事を提供する前に検食を実施すること。

解 説

下記の根拠基準において「栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない旨」及び「施設自らが行うべき食事の提供に関する業務管理とは、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理及び労働衛生管理が想定される旨」が示されており、また下記の根拠通知において「食品の安全性の確保及び衛生管理の観点から、検食については食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じる必要がある旨」が示されています。

日々の食事については、入所者の心身の状況・嗜好に応じた栄養量及び内容等により提供するとともに、その提供に当たっては、食中毒の発生及びまん延を未然に防ぐ観点に基づき、あらかじめ検食を行い、異常がないことを事前に確認してください。

根 拠 等

<根拠基準>

- ・養護老人ホーム設備運営基準第17条
- ・特別養護老人ホーム設備運営基準第17条
- ・軽費老人ホーム設備運営基準第18条
- ・養護老人ホーム解釈通知第5の4
- ・特別養護老人ホーム解釈通知第4の5
- ・軽費老人ホーム解釈通知第5の5

<根拠通知>

- ・「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」（平成20年3月7日付け雇児総発第0307001号 社援基発第0307001号 障企発第0307001号 老計発第0307001号）

事例番号3 入所者処遇関係（入浴の状況）

指摘内容

入浴について、不備が認められる。

指 摘 例

貴施設における職員の勤務の体制等に係る事情により、入所者に対し清しきを実施している事例を確認した。入所者に対する清しきについては、当該入所者の心身の状況等に係る事情がある場合に、入浴の実施に代えて実施すること。

解 説

特別養護老人ホームに係る下記の根拠基準において「適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない旨」及び「入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきの実施等の方法により入所者の清潔保持に努める必要がある旨」が示されています。

清しきについては、入所者の心身の状況等により入浴の実施が困難である場合の代替策であり、施設側の事情（人員不足等）により入浴に代えて実施することは不適切であることから、入所者に対しては、入浴させることを原則とし、入所者の心身の状況等に伴うやむを得ない場合に限り、代替策として清しきを実施してください。

また、入所者の入浴又は清しきに係る記録については、行った具体的な処遇の内容等の記録として、漏れなく作成し、2年間保存してください。

なお、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいても、利用者の清潔保持の観点に基づき、入浴させることを原則としてください。

根 拠 等

<根拠基準>

- ・養護老人ホーム設備運営基準第18条
- ・特別養護老人ホーム設備運営基準第16条、第37条、第57条、第62条
- ・軽費老人ホーム設備運営基準第19条

- ・特別養護老人ホーム解釈通知第4の4

事例番号 4 入所者処遇関係（生活環境整備の状況）

指摘内容

事故発生を防止するための体制について、不備が認められる。

指 摘 例

周囲に職員が配置されていない場所において、入所者の手が届きやすい位置に洗剤等が置かれていることを確認したので、入所者の誤飲等を防止する観点に基づき、置く場所を変更する等により、事故発生の防止のための措置を講じること。

解 説

下記の根拠基準において「事故発生の防止等の観点に基づき、事故防止検討委員会の開催その他の所要の措置を講じる必要がある旨」が示されており、また下記の根拠通知において「歩行できる高齢者は、転倒・転落リスクのみならず、離施設、誤飲、異食といったリスクがあることを認識する必要がある旨」及び「誤飲すると生命に関わる毒性の強い物品として洗剤、殺虫剤、薬等が想定され、また異食するとけがや窒息するおそれのある物品としてナイフ類（カミソリ等）、針・画鋏等が想定される旨」が示されています。

入所者が誤飲する危険性がある物品については、事故発生を防止する観点に基づき、次に掲げる方法その他の所要の措置を講じてください。

- 入所者の手が届きにくい場所（直立した状態でないと手が届かない高さの場所、戸棚等）に置く。
- 鍵付きの部屋又は戸棚等に置く。
- 職員が常時配置されている場所に置き、入所者が当該物品を誤飲する前に制止できる環境を整備する。

根 拠 等

<根拠基準>

- ・養護老人ホーム設備運営基準第29条
- ・特別養護老人ホーム設備運営基準第31条
- ・軽費老人ホーム設備運営基準第33条

- ・養護老人ホーム解釈通知第5の16
- ・特別養護老人ホーム解釈通知第4の19
- ・軽費老人ホーム解釈通知第5の18

<根拠通知>

- ・「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」（令和7年11月 厚生労働省 老健局）

事例番号 5 施設運営管理関係（諸規程の整備の状況）

指摘内容

運営規程の整備の状況について、不備が認められる。

指 摘 例

運営規程に規定すべき「虐待の防止のための措置に関する事項」について、規定されていないことを確認したので、規定すること。

解 説

下記の根拠基準において「次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない旨」が示されています。

当該事項については、施設の実態に合わせて、運営規程上に規定してください。

なお、運営規程に規定されている内容を変更する場合には、その変更点が当該事項に該当するかにかかわらず、本市介護保険課に対し変更届出を行ってください。

(1) 養護老人ホーム

- ア. 施設の目的及び運営の方針
- イ. 職員の職種、数及び職務の内容
- ウ. 入所定員
- エ. 入所者の処遇の内容
- オ. 施設の利用に当たっての留意事項
- カ. 非常災害対策
- キ. 虐待の防止のための措置に関する事項
- ク. その他施設の運営に関する重要事項（入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続等）

(2) 特別養護老人ホーム【<>内はユニット型に係る表記等】

- ア. 施設の目的及び運営の方針
- イ. 職員の職種、数及び職務の内容
- ウ. 入所定員<入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員>
- エ. 入所者<入居者>に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- オ. 施設の利用に当たっての留意事項
- カ. 緊急時等における対応方法
- キ. 非常災害対策
- ク. 虐待の防止のための措置に関する事項
- ケ. その他施設の運営に関する重要事項（入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続等）

(3) 経費老人ホーム

- ア. 施設の目的及び運営の方針
- イ. 職員の職種、数及び職務の内容
- ウ. 入所定員
- エ. 入所者に対して提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- オ. 施設の利用に当たっての留意事項
- カ. 非常災害対策
- キ. 虐待の防止のための措置に関する事項
- ク. その他施設の運営に関する重要事項（入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続等）

根 拠 等

<根拠基準>

- ・養護老人ホーム設備運営基準第7条
- ・特別養護老人ホーム設備運営基準第7条、第34条
- ・軽費老人ホーム設備運営基準第7条

- ・養護老人ホーム解釈通知第1の6
- ・特別養護老人ホーム解釈通知第1の6、第5の3
- ・軽費老人ホーム解釈通知第1の6

事例番号 6 施設運営管理関係（職員研修等の資質向上対策の状況）

指摘内容

職員研修の実施回数について、不備が認められる。

指 摘 例

業務継続計画に係る研修及び訓練について、それぞれ年 1 回のみ実施していることを確認した。当該研修及び訓練については、それぞれ年 2 回以上の頻度により定期的に実施すること。

解 説

下記の根拠基準において「職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない旨」が示されています。

次に掲げる研修については、それぞれの根拠基準に基づき、年 2 回以上の頻度により定期的に実施する必要があることから、適切に実施し、職員の資質向上を図るとともに、その内容を記録してください。

また、職員の新規採用時においては、当該定期的な研修とは別に、同趣旨の新規採用職員向けの研修を実施し、その内容を記録してください。

なお、別種の研修を一体的に実施する場合には、それぞれの観点を失することがないように留意した上で実施し、それぞれの観点が担保されていることが明確になるよう記録してください。

- 身体的拘束等の適正化のための研修
- 業務継続計画に基づく研修（※）
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修（※）
- 事故発生の防止のための研修
- 虐待の防止のための研修

※ 上記の研修とは別に、年 2 回以上の頻度により、施設内の役割分担の確認、現場で実践すべきケアの演習等を行う訓練（シミュレーション）を実施する必要があります。

根 拠 等

<根拠基準>

- ・養護老人ホーム設備運営基準第 23 条
- ・特別養護老人ホーム設備運営基準第 24 条、第 40 条
- ・軽費老人ホーム設備運営基準第 24 条

- ・養護老人ホーム解釈通知第 5 の 9
- ・特別養護老人ホーム解釈通知第 4 の 12
- ・軽費老人ホーム解釈通知第 5 の 10

事例番号 7 施設運営管理関係（防災対策の充実強化の取組状況）

指摘内容

非常災害対策について、不備が認められる。

指 摘 例

地震を想定した避難訓練が実施されていないことを確認したので、年 1 回以上の頻度を目安とし、定期的の実施すること。

解 説

下記の根拠基準において「非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない旨」が示されています。

施設において発生が想定される非常災害（火災、地震、（浸水等エリア内に施設が所在する場合）水害・土砂災害等）については、その対策の万全を期さなければならないことから、年 1 回以上の頻度を目安とし（※）、定期的に避難訓練を実施してください。

なお、別種の非常災害を複合的に想定した避難訓練（地震火災を想定した避難訓練等）を実施する場合には、それぞれの非常災害の発生時に必要となる観点を失することがないように留意した上で実施してください。

※ 消防法に基づき、防火管理者の配置義務が課されている施設においては、年 2 回以上の頻度により、火災を想定した避難訓練を実施する必要があります。（うち 1 回は、夜間時の発生を想定した訓練とすることが望ましいものです。）

根 拠 等

<根拠基準>

- ・養護老人ホーム設備運営基準第 8 条
- ・特別養護老人ホーム設備運営基準第 8 条
- ・軽費老人ホーム設備運営基準第 8 条

- ・養護老人ホーム解釈通知第 1 の 7
- ・特別養護老人ホーム解釈通知第 1 の 7
- ・軽費老人ホーム解釈通知第 1 の 7

第3章 適正な施設運営のために

老人福祉施設がその設置の目的に沿って、入所者への健全かつ適正なサービスの提供を確保するためには、老人福祉法をはじめ、設備及び運営の基準を定める省令及び厚生労働省通知等をよく理解し、遵守しなければなりません。また、その経理状況及び経営状況については、常に明らかにし、会計の透明性を確保する必要があります。

さらに、入所者の最善の利益を考慮した上で、サービスの質の向上を図ることを目的とし、入所者の家族や関係機関との連携体制の整備、法人・施設内部の適切な体制の構築、各種規程の遵守、外部研修・内部研修の受講に伴う職員の資質の向上等を図る必要があります。

市としては、老人福祉施設におけるサービスの質の向上及び適切な事務・事業実施が行われるよう情報提供等を行っていきたいと考えています。今後とも、老人福祉の増進及び施設を利用している入所者の最善の利益を第一とし、適正な施設運営を行っていただきますようお願いいたします。